# 北海道登別青嶺高等学校 いじめ防止基本方針

### 1 目的

北海道登別青嶺高等学校の生徒一人一人が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、「いじめ」の抑止につなげる。

#### 2 意義

- ① 教職員が組織として一貫した対応となる。
- ② 方針を示すことで、生徒や保護者の安心感やいじめの抑止につながる。
- ③ 加害者への支援につながる。

#### 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している 等(学校外の塾やスポーツ少年団等も含む)当該児童生徒と一定の人的関係にある他 の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行 われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感 じているものをいう。

※ インターネット等で本人が気付かず心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様の対応をする。

#### 4 組織

いじめ対策委員会を組織する。構成委員は教頭、生徒指導部長、学年主任、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラー

#### 5 基本方策

#### (1) 未然防止

様々な教育活動を通じて、人間性の育成を強く意識するとともに、「いじめをしない」・「いじめを許さない」という共通の意識を根付かせ、未然防止に取り組む。 なお、発達障害、帰国子女、性同一性障害等の配慮が必要な生徒に対し、必要によっては外部の専門機関と連携を図り支援する。

#### 【留意点】

- ① 教職員は生徒理解を深め、生徒との信頼関係を築く。
- ② アンテナを高く張り、生徒の小さな変化を見逃さない。
- ③ いじめはすべての生徒が被害者・加害者になり得ることを理解させ自分のこととして捉えさせる。

# (2) 早期発見

いじめの兆候・生徒の変化などを見過ごさず、早期発見に努める。

#### 【留意点】

- ① 「喧嘩」「ふざけ合い」であっても、事情をしっかり把握し、積極的な認知に 努める。
- ② 被害者と通報した生徒の安全確保を優先させる。
- (3) 問題解決(組織的な対応・連携)

組織的に対応し、必要に応じ関係機関などとの連携し、問題解決を図る。

# 【留意点】

- ① 教職員が一人でいじめ問題を抱え込まず、複数で組織的に対応する。
- ② 外部の専門家との連携を図り、より効果的に対応する。
- (4) 事後指導・経過観察・いじめの解消

再発防止のための計画を作成し、事後指導・経過観察を行う。なお、いじめの解消の判断基準は、「いじめ行為が止んでいる」「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」ことであり、その期間が3ヶ月をもって「いじめの解消」と判断する。

# 【留意点】

① いじめの事案に係る記録は必ず保存する。

# (5) その他

ア いじめ防止基本方針はいじめ対策委員会により点検・見直しに当たる。

#### いじめ対応の流れ

# 情報収集

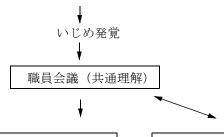
HR 担任・副担・部活動・授業担当者など



#### いじめ対策委員会

- ・状況・事態の把握 ・いじめ対策委員会の開催、
- ・関係保護者対応 ・関係機関への相談 (窓口の一本化・

報道対応など)・対応策作成



いじめ対策委員会による活動

〈生徒への指導・支援〉

- ・いじめられた生徒への支援
- ・いじめた生徒への指導
- ・周囲の生徒への指導、支援
- ・保護者との連携

# 〈再発防止〉

- ・原因究明と再発防止策
- ・定期観察及び面談

生徒指導部

•特別指導対応